

規模拡大加算の交付申請に関する誓約事項

- 1 規模拡大加算に関する報告や立入検査について、地域センター等から求められた場合には、それに応じます。

- 2 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1) 交付申請書において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

 - (2) 農業者戸別所得補償制度実施要綱等に定める規模拡大加算の交付対象要件を満たしていないことが判明した場合

 - (3) 利用権の設定（又は移転）の効力が発生する日から6年が経過する日までに、次の作付をしたことが判明した場合
 - ① 農業者戸別所得補償交付金の交付を受けない農業者が、規模拡大加算の交付対象となった農地において、農業者戸別所得補償交付金の対象となっている作物を作付
 - ② 米の生産数量目標に従った生産を行っていない農業者が、規模拡大加算の交付対象となった農地において、主食用米を作付

 - (4) 行われた利用権の設定（又は移転）が、その効力が発生する日から6年経過する日までに解約（又は移転）された場合（農業者戸別所得補償制度実施要綱に定める返還の例外を除く）